

信州大学大学院総合人文社会科学研究科と長野県警察本部との間における  
社会人学生受入れに関する覚書

信州大学大学院総合人文社会科学研究科（以下「甲」という。）と長野県警察本部（以下「乙」という。）は、平成 21 年 11 月 10 日付け「長野県と国立大学法人信州大学との包括的連携に関する協定書」（平成 30 年 11 月 10 日最終更新）（以下、「協定書」という。）に基づき、甲の総合人文社会科学専攻法学分野における乙の職員の社会人受入れについて、次のとおり覚書を締結する。

（社会人学生の受入れ）

第 1 条 甲は、総合人文社会科学専攻法学分野に乙の推薦する職員を社会人学生として受け入れ、研究指導を行うものとする。

（情報等の取扱い）

第 2 条 前条の研究指導を行うために提供され、又はこの覚書に基づき知り得た情報若しくは資料は、それぞれが定める情報の取扱いに関する規程等に基づき、適切な管理を行うものとする。

2 乙は、前条の研究指導に必要な範囲で、保有する個人の秘密に属する事項が記録された情報又は資料（以下「情報等」という。）を甲に提供する場合は、個人の秘密に属する事項を秘して、提供することができる。

3 前項に基づき提供された情報等により、甲が研究成果を公表する場合は、事前に乙の承認を得るものとする。

（有効期間）

第 3 条 この覚書は、令和 2 年 4 月 1 日から発効し、有効期間は協定書の定める有効期間満了までとする。

（協議）

第 4 条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

附則

この覚書の締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 3 月 17 日

甲

信州大学大学院総合人文社会科学研究科  
設置準備委員会委員長

山 沖 義 和 

乙

長野県警察本部警務部長

野 崎 美 仁 